福井県議会傍聴に関する要綱

制　　定　平成２７年　５月１３日　福井県議会告示第１号
最終改正　令和　７年　３月１９日　福井県議会告示第２号

（趣旨）
第１条　この要綱は、福井県議会傍聴規則（昭和３４年福井県議会規則第１号。以下「傍聴規則」という。）第２０条の規定に基づき、会議等の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴証の交付対象）
第２条　傍聴規則第７条第１項の報道関係者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　福井県政記者クラブに加盟している者
⑵　前号に定めるもののほか、日本新聞協会会員社、日本民間放送連盟加盟社および日本専門新聞協会加盟社に所属する者

（傍聴証等の着用）
第３条　傍聴規則第７条第３項に規定する傍聴証交付者（以下「傍聴証交付者」という。）は、傍聴席において、傍聴証のほか、腕章その他の前条各号に掲げる者であることを証するものを着用しなければならない。

（委員会の一般席における傍聴の申込期限等）
第４条　傍聴規則第１７条第１項の規定による申し込みの期限は、各委員会の開催日の３日（県の休日の日数は、算入しない。）前の日の正午とする。
２　委員会を一般席で傍聴しようとする者は、同一の時間帯に開催される複数の委員会の傍聴を申し込むことができない。

（委員会傍聴申込者が定員を超える場合の取扱い）
第５条　前条第１項に規定する申込期限において、委員会の一般席における傍聴の申込みをした者が定員を超えたときは、抽選の方法により委員会を一般席で傍聴する者（以下「委員会一般傍聴人」という。）を決定する。
２　前項の規定により抽選するに当たっては、県内在住者を優先する。
３　第１項の規定により委員会一般傍聴人を決定した場合において、当該者が委員会開催日の前日までに傍聴を辞退したときは、同項の申込者のうち抽選に漏れた者から委員会一般傍聴人を決定する。

（委員会一般傍聴人が定員に満たない場合の取扱い）
第６条　委員会一般傍聴人が定員に満たない委員会については、委員会開催日の傍聴申込みを受け付けるものとする。この場合において、委員会一般傍聴人は、次条に規定する時間

に受付をした者から先着順に決定する。

（委員会傍聴券の交付）

第７条　委員会傍聴券の交付は、県議会議事堂１階の受付において、各委員会の開催日の開始予定時刻の３０分前から１５分前までの間行うものとする。

（全員協議会における傍聴）

第８条　傍聴証交付者は、傍聴規則第１８条の規定により全員協議会の傍聴の許可があったものとする。この場合において、当該傍聴に係る取扱いについては、傍聴規則の例による。

（議長等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第９条　傍聴規則第１９条第１項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、議長等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による議長等に対する通知）

第１０条　傍聴規則第１９条第１項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

２　前項の規定により通知を行う者は、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講じなければならない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴の取扱いに関し必要な事項は議長が別に定め、委員会の傍聴の取扱いに関し必要な事項は委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則（平成２７年議会告示第１号）

この要綱は、平成２７年５月１３日から施行する。

附　則（令和元年議会告示第２号）

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和５年議会告示第１号）

この要綱は、令和５年３月８日から施行する。

附　則（令和６年議会告示第４号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年議会告示第２号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。